

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、そ
の翌日)

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
三光株式会社 代表取締役 三輪博美	境港市昭和町五一一七	平成十年十二月二十五日

鳥取県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年一月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第一百三十九条の三第二項の

規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

鳥取県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備事業金屋谷地区農業用用排水）を平成十一年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十三号

鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区（上砂見工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年一月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区（下砂見工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年一月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十五号

鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区（神坂工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年一月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十六号

赤崎町が行う土地改良事業に係る平田ヶ平地区（第二工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字湯谷字上大瀧三三一、三三三、大字北村字兵田山八九一の八（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十

六年法律第一百四十九号) 第二十二条の規定により告示する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 召 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町下黒坂字ケンギャウ四一七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をするいがやめる立木は、日野川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略)、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全局課及び日野町役場に備え置いて総覽に供する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

公 告

- 一 開発許可の年月日及び番町
平成十年十一月二日 鳥取県指令都計二一一第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市安倍字中山下
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田 隆朝

- 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により弾銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。
- 平成十一年一月二十六日
- 鳥取県公安委員会委員長 上 田 務
- 講習の種別及び受講対象者
- 経験者講習
- 鳥取県内に住所を有する者うち次に掲げるものを対象とする。
- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

務

鳥取県告示第三十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十六条第三項の規定によつて告示する。

平成十一年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 召 次

平成11年1月26日

報公県取

2 開催の日時及び場所

調達公告

種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成11年2月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習	平成11年2月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市郷町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、津口、 黒坂の各警察署の管内に居 住する者

鳥取県知事 西尾邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事(千代橋)4工区
 (2) 工事場所 鳥取市古市
 (3) 工事内容

ア 本件工事は、一級河川千代川に架かる橋りょう下部工のうち橋脚1基を建設する工事である。
 イ 本件工事に近接して別途橋台及び橋脚工事が施工中であるため、相互の連絡調整を十分に行う必要がある。

ウ 本件工事は、千代川堤外地で行うため、原則として出水期間以外の期間に施工しなければならない。このため関係機関と十分に協議を行う必要がある。

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公
安委員会に提出すること。

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

- ア 犯銃及び空氣銃の所持に関する法令
- イ 犯銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公
安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

(5) 工期 平成11年3月から平成12年3月25日まで
 2 技術資料等の提出ができる者
 技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる

る者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による

共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成によるものとする。
ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ

場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木

一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るもの

を有すること。

エ 平成11年1月26日（火）から同年3月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置

を受けていること。

オ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者

又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者には、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の

3に規定する土木施工管理（1級又は2級）の検定の合格証明書の交付を受け

ている者であること。

（イ）監理技術者には、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10

月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木

一式工事の総合評点が930点以上であること。

イ 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している杭基礎を有する橋りょう下部工の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上ものに限る。

ウ (2)のオにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間及び時間
技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

イ 交付場所
平成11年1月26日（火）から同年2月9日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午後9時から午後4時まで

（2）技術資料等の提出
本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。
イ 提出方法
持参すること。

（3）技術資料等の審査
提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札

者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されることは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。